

## 社員提案

### 第5号議題 理事田中透解任の件

JA1MUUY	仙石 康信	JA7EFR	佐久間 一郎
JA1STY	鈴木 清	JA7FSP	玉橋 康男
JE1QJE	加藤 勇一	JA7MAV	佐々木 達郎
JF1NEF	森野 富士彦	JA7SOK	渡辺 和弘
JG1RNL	比嘉 隆太	JA7UES	遠藤 隆史
JH1RNM	橋本 義克	JA7UQB	佐藤 雄孝
JN1DWM	岡本 武	JH7DXJ	安斎 庄次
JR1GDR	関 義則	JR7JAW	槻木澤 稔
7M3HYT	伊藤 健一	JE8JSX	坂森 勉
JR2FJF	秋田 邦宏	JA0CEA	西澤 令一
JA4BQD	青池 孝	JA0HSR	中嶋 健
JA6ACZ	佐々木 正文	JA0LFV	大塚 久夫
JA6DJZ	渡邊 秀明	JH0BQV	金子 豊
JA6NHN	西 幸司	JH0EXE	中島 明美
JG6MNG	松木 孝生	JR0BAT	小川 忍
JG6TXW	清田 政勝		
JH6WKF	中村 孝雄		
JA7DCY	石川 和男		
JA7DNO	島 正博		
JA7DRJ	古川 源次		



令和5年5月11日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

会長 高尾 義則 殿

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 社員

JA1MUY	仙石 康信	JA1STY	鈴木 清
JE1QJE	加藤 勇一	JF1NEF	森野 富士彦
JG1RNL	比嘉 隆太	JH1RNM	橋本 義克
JN1DWM	岡本 武	JR1GDR	関 義則
7M3HYT	伊藤 健一	JR2FJF	秋田 邦宏
JA4BQD	青池 孝	JA6ACZ	佐々木 正文
JA6DJZ	渡邊 秀明	JA6NHN	西 幸司
JG6MNG	松木 孝生	JG6TXW	清田 政勝
JH6WKF	中村 孝雄	JA7DCY	石川 和男
JA7DNO	島 正博	JA7DRJ	古川 源次
JA7EFR	佐久間 一郎	JA7FSP	玉橋 康男
JA7MAV	佐々木 達郎	JA7SOK	渡辺 和弘
JA7UES	遠藤 隆史	JA7UQB	佐藤 雄孝
JH7DXJ	安齋 庄次	JR7JAW	槻木澤 稔
JE8JSX	坂森 勉	JA0CFA	西澤 令一
JA0LFV	大塚 久夫	JA0HSR	中嶋 健
JH0BQV	金子 豊	JH0EXE	中島 明美
JROBAT	小川 忍		(コールサイン及び氏名)

## 社員提案権行使書 (田中理事の解任)

私たち一般社団法人日本アマチュア無線連盟 (以下「本連盟」といいます。) の社員は、総社員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する社員として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「法」といいます。) に基づき、本書をもって、以下のとおり請求します。

1 法第 43 条第 2 項の規定に基づき、下記に記載する議題を、令和 5 年 6 月 25 日開催予定の第 12 回定時社員総会における社員総会の目的とすること。

2 法第 44 条の規定に基づき、本議題について、下記に記載する議案を提出するので、法第 45 条第 1 項の規定に基づき、議案の要領及び提案の主旨、理由、証拠等として、本社員提案権行使書 (本ページを含む) をそのまま全社員に通知・送付すること。

なお、本提案権行使の期限までに議題の件数が確定していないので、議題の番号は付しません。

## 記

### 議題 理事解任の件 (JR3QHQ 田中理事の解任)

提案の趣旨：一般社団法人の理事は、その職務遂行に足る知識経験等の能力と円滑にして適正な組織運営を為しうる人格見識を要するものと考え。しかるに田中理事においては、次項に述べるごとき言行にて理事たる資質を大きく欠如しているものと思料されるため、解任を提案します。

解任事由とする諸事象：

◎連盟の理事会に限らずおよそ民主的な理事会にては、円滑かつ公正・正確に遂行されるべきことは当然事であり、適切な根拠に基づかない発言や秩序を混乱させる中傷・罵詈雑言は論外である。

過去の理事会で、田中氏は恫喝まがいの不適切な発言、不規則発言を繰り返し、議長からの再三の注意にも耳を貸さず、退席警告をされていることは周知の事実である。これら行為が、エスカレートして幾度も繰り返されている。

田中理事は第 64 回理事会においても、特定の理事に対する誹謗中傷・雑言・恫喝を行い、当該島田理事より求められた謝罪に応じざるを得なかったほど、著しく品格を欠くものであり、恥ずかしく理事たる資質が欠如の証と言える。

さらに、複数の理事からの情報を確認すると、これのみに収まらず、不規則発言や議長の指示に従わず、理事会を混乱させる状況が頻回に発生しており、正常な理事会議事運営に支障をきたし混乱させている。

②今年の関西ハムシンポジウム会場において、予定に無いなかば強引に行われた質疑応答では、会長と質問者とのやり取りに対して、大声で威圧し恫喝があったと聞いている。

田中理事は、いやしくも理事たる者が多数耳目の集まる場所で、一介の野次馬のヤジのごとき発言を当たり前のように行ったことは人格の欠如、理事たる資質を疑うものである。理事会決議を尊重せず誤った情報を拡散している。

さらに、理事会に出席していない質問者が、理事会に同席して事情を見聞きしたかのごとく発する言動を擁護、この田中理事の不実を擁護する言動は、連盟を運営する理事の責務を誠実かつ適正に遂行できる人物とは言い難い。理事と法人の法律関係は、委任に関する規定に従うもので基本的な義務である。善良なる管理者として注意義務を負うがそれを遵守しているとは言い難い。

③内部統制システム整備に関する基本方針に関して、第 62 回理事会において理事会として理事に「誓約書」の提出を求めたが、田中理事は提出を拒んだ。

「誓約書」の内容は、法令・連盟の定款や規則・理事会の決定事項等の遵守や役員の地位乱用・情報漏洩・虚偽情報の流布・その他理事会運営の妨げ等の禁止を謳ったもので、いわば「当たり前のこと」が記されてものである。

誓約書の提出を拒むという事は、現状の田中理事の行動や言動からして、理事会の決定事項を遵守せず曲解して独断で自らが拒否したものと考えられ、連盟の定款第 23 条ならびに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第二章第三節第四款第 83 条(忠実義務)に抵触するもので、十分に理事解任にあたるものと思料される。

④田中理事は、令和2年の第9回の定時社員総会では、その言行にて理事たる資質の欠如と思料され71名もの多くの反対により理事就任を否決されている。昨年の定時社員総会では76名の賛成により就任しているが、過去の否決を猛省し誠実に理事としての職務を遂行すべきであるが、不実の発言など会員の皆さんを煽動させるような言行があり連盟を運営する理事の責務を誠実かつ適正に遂行できる人物とは言い難い。

⑤会員増強組織強化委員会並びに尾形委員長に対しての誹謗並びに不適切な言行。3月22日に施行・公布されたワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の大きな制度改正について、執拗に体験運用のマニュアル作成を委員会が理事会までに作成するとした約束を果たしていないと、会員増強組織強化委員会並びに尾形委員長を誹謗する言行があった。会員増強組織強化委員会でも大きな問題として取り上げられ、事実確認がなされ、理事会までに作成するとした約束などはなかったことが判明した。意図的に虚偽の発言を流布したことはさらに悪質である。

このような言行も、田中理事の理事としての資質を大きく疑うものである。なお、マニュアルは委員会にて検討作成を行い関係機関との連携を図りながら発表されたことが確認されている。

⑥アマチュア無線家の電波法令等への違反を助長する言動。関西ハムシンポジウムで配布された冊子「関西ハムシンポジウム2023」冊子番号16号の4ページ、関西地方本部長の挨拶には、アマチュア無線家が新しい無線機を購入したらすぐに電波が出せるようになる。「後日、総通に届け出を出すだけです。」と、自己流の解釈を流布し、アマチュア無線家の電波法令等への違反を助長しており、JARLの理事としての品格が疑われる。総務省では、JARL NEWS2023年春号「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正について①」の記事や同省の電波利用のホームページでも「届出が、総合通信局等に到達する前に新たに購入した無線機（適合表示無線設備）を運用することはできません。」と、注意を促すこととなっている。

⑦社員総会会場内での理事としての異常行動。これまでの社員総会での、田中理事の行動、社員なら承知のことと思うが、一部社員に向けて、言動を煽るようなジェスチャーやアクション、自席を離席しての過激な行動は、およそ民主的な運営が求められる会議には相いれない。田中理事は、理事たる資質を大きく欠如しているものと思料される。

以上